

川崎市病院局における地域建設業経営強化融資制度 による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

21川病総経第906号

平成21年4月1日局長専決

川崎市病院局と工事請負契約を締結している請負者のうち、中小・中堅元請建設事業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。)が、地域建設業経営強化融資制度(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくもの。)を利用する場合における、工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に関しては、財政局契約課が定める「地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱」の規定を準用する。この場合において、「川崎市」とあるのは「川崎市病院局」に読み替えるものとする。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。